

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年(2018年)10月17日付け平30森林整備第532号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、2018年9月19日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「○○○自治会が同意していないままに○○○○年○月○日付けで許可された太陽光発電事業の林地開発に係る事業者からの許可申請書の添付書類のうち、「同意をしていない周辺権利者たる○○○○自治会との話し合いの経緯の状況を記載した書類」および「○○○○○○○○の意見書」。また、許可にあたり条件を付している場合は、その内容を記した書類。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成○○年○月○日付けで許可された太陽光発電事業の林地開発許可申請書の添付書類」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、2018年11月19日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、平成〇〇年〇月〇〇日付けで許可された太陽光発電事業の林地開発許可申請書の添付書類であり、①同意をしていない周辺権利者（〇〇〇〇自治会）との話し合いの経緯の状況を記載した書類、②〇〇〇〇〇〇〇〇の意見書、③許可条件を付している内容を記した書類（林地開発許可書）から構成されている。

これらはいずれも実施機関の職員が職務上取得、又は作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

なお、実施機関は②、③の部分については開示とし、①について、条例第11条第2号及び第3号に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、①の実施機関の主張する非開示理由の妥当性について検討する。

2 開示請求者について

審査請求人は、第3「2 審査請求の理由」及び「3 実施機関の理由説明に対する意見」に記載のとおり、〇〇〇〇自治会会員の総意のもと公文書開示請求や審査請求を行い、また、会員の個人情報開示に対する承諾を得ていることを理由に会員に関する個人情報は開示すべきと述べているが、真に同意を得ているとしても、必ずしも開示が認められるものではない。なぜなら、情報公開制度においては、何人にも公文書の開示を請求する権利を認めていることから、実施機関が非開示事項に該当するかどうかを判断するに当たっては、開示を求める目的、公文書に記録されている情報と請求者の関係の有無等、開示の請求者の属性に関することは斟酌しないものと考えべきである。

したがって、実施機関が開示請求に係る公文書に記録されている情報の開示をするかどうかの決定を行うに当たっては、開示請求者の請求理由、使用目的等によって影響されることはなく、当該公文書に記録されている情報のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、法人に不利益を与えるおそれのあるもの等、条例第11条各号に規定する開示をしないことができる情報に該当するかどうかを客観的かつ合理的に判断し、当該情報に該当しないものについて、開示をする決定を行うものであるから、その決定に係る開示の範囲は、開示請求者によって異なるということはないのである。

3 条例第11条について

(1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に

関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

(2) 第3号について

条例第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいい、「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

4 本件公文書について

(1) 条例第11条第2号該当性について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、日付、〇〇〇〇自治会会員の氏名及び発言内容等が記載されているこ

とを確認した。

これらの情報については、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、日付については個人情報ではないため開示すべきである旨主張する。しかし、特定の個人の識別性については、一般的には、氏名及び住所をもって可能となるが、氏名等を削除しても、公文書のそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、それ以外の情報も開示しないこととなり、また、照合の対象となる「他の情報」については、条例では何人も開示請求ができるため、個人の権利利益の保護を十分図る観点から、当該個人の近親者や関係者等であれば保有している情報又は入手可能な情報はこれに含まれると解するのが相当である。

したがって、本件公文書の日付については、氏名を削除しても当該個人の近親者や自治会関係者等であれば保有している情報などから出席している人を特定することができ、特定の者の個人情報明らかになり得るものと認められることから、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 条例第11条第3号該当性について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、実施機関が非開示とした事業者側の対応欄には、法人の事業活動に関する情報が記載されていることを確認した。

当該情報の非開示理由について、当審査会において、改めて実施機関に確認したところ、非開示部分は、林地開発許可に係る住民説明会における法人の所感等であり、これを公表することは、地元関係者への影響や林地開発工事等に支障が生じることが考えられるとともに、今後、同種の工事の実施において、同様の支障が生じることが予想されることから、法人に不利益を与えるおそれがあるためとのことである。

住民説明会における法人の所感等については、法人の一方的な意見や感想に過ぎない内容であるにも関わらず、当該情報を開示することにより、関係者から反論等がなされることが予想され、法人の事業遂行上支障をきたすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第11条第3号本文に該当し、かつ、同号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示が妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 その他

本件処分のお知らせ及び審査請求手続における弁明書において、実施機関は、開示しない理由として、開示しない部分が公開されれば、法人等にどのような不利益を与える

おそれがあるのか、具体的に記載していないことが認められた。法人等の事業活動等には多種多様なものがあるため、公文書の開示・非開示については、個々具体的に判断することになると考えられるが、非開示決定又は部分開示決定をした場合、その通知及び審査請求手続きにおける弁明書において、実施機関は、非開示事項のいずれに該当するかだけでなく、公文書の開示をすることができない理由を、できる限り具体的かつ明確に記載しなければならないとされていることに留意しなければならない。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成31年 1 月18日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年11月12日	事案の審議を行った。
令和 2 年 1 月21日	事案の審議を行った。
令和 2 年 3 月19日	事案の審議を行った。
令和 2 年 6 月 9 日	事案の審議を行った。
令和 2 年 7 月21日	事案の審議を行った。
令和 2 年 9 月17日	事案の審議を行った。
令和 2 年12月21日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和2年12月21日現在)